

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(通 則)

- 1 令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づき、県内に所在する介護サービス事業所等の事業者が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（事業主体が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	知事が必要と認めた額	令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に必要な報酬、給与、報償費、賃金、職員諸手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	$\frac{10}{10}$

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）（以下「耐用年数等省令」という。）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式第 4 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は耐用年数省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第 1 又は第 1 - 2 による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第 2 による変更交付申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の概算払)

- 8 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第3による事業実績報告書に関係書類を添えて、別途定める日（5（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 10 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

- 11 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。